

平成 25 年 4 月 1 日

各 位

株式会社 穴吹工務店  
代表取締役社長  
徳田 善昭

## 更生手続終結のお知らせ及び社長就任のご挨拶

謹啓

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また、株式会社穴吹工務店（本社：香川県高松市、代表取締役 徳田 善昭、以後は弊社といいます）に、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社は昨日（平成 25 年 3 月 31 日）付けにて東京地方裁判所より更生手続終結の決定を頂きましたので、お知らせいたします。

また、このたび私 徳田 善昭は、本日（平成 25 年 4 月 1 日）の弊社株主総会後の取締役会において代表取締役社長に選定され就任いたしましたので、ここに謹んでご挨拶申し上げます。

平成 21 年 11 月 24 日の更生手続開始の申立から更生手続終結に至るまで、企業体質を改善しながら、無事、新生穴吹工務店として再出発できますことは、お客様、債権者の皆様、お取引先の皆様、及び関係各位のご理解並びにご支援の賜物と、心より感謝申し上げます。

弊社は、引続き更生計画に従った弁済の履行を進めるとともに、大京グループの一員として各種事業に邁進してまいりますので、今後ともご支援、ご協力を賜りたく、何とぞ宜しくお願い申し上げます。

謹白

---

本件に関する報道関係の方のお問合せは、下記までお願いいたします。

(株)穴吹工務店 グループ広報室 担当/堂山・岩田 TEL：087-835-7123

(株)大京 グループ経営企画部 広報室 担当/伊奈・飯田 TEL：03-3475-3802

平成21年(ミ)第32号 会社更生事件

決 定

香川県高松市藤塚町一丁目11番22号

更生会社 株式会社穴吹工務店

管財人 立山 繁 美

主 文

本件更生手続を終結する。

理 由

本件更生会社においては、平成22年9月30日に認可された更生計画の定めによって認められた金銭債権総額の3分の2以上の額が弁済され、更生計画に不履行が生じていないことが認められるので、会社更生法239条1項2号の規定に基づき、主文のとおり決定する。

平成25年3月31日

東京地方裁判所民事第8部

裁判長裁判官 谷 口 安 史

裁判官 目 黒 大 輔

裁判官 高 橋 貞 幹

これは謄本である。

平成25年4月1日

東京地方裁判所民事第8部

裁判所書記官 木間 淳

